



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4225 号 2018.2.22 発行

穏やか表情、目閉じた写真ずらり 京都の商店街で展示 京都新聞 2018年2月21日



目をつむった人々の写真が所狭しと並ぶ（京都市北区・新大宮商店街事務所）

新大宮商店街（京都市北区）や周辺地域の人々の目を閉じた写真を集めた写真展「つむるつながる」が同商店街事務所で24日まで開かれている。343枚、525人の穏やかな表情に来場者は見入っている。

障害者施設でのカメラワークショップなど、アートを通じて多様な人々がつながることをめざすグループ「ヴァリアス・コネクションズ」の主催。同商店街や北区役所などにカメラや三脚、椅子を設置した「めをつむるスタジオ」で偶然その

場に居合わせた人同士が撮影したり、福祉施設の職員や利用者が撮影した写真も展示している。障害の有無などを超えて人と人がつながれるよう、佛教大放送局が録音した「つむるつながる」がテーマの物語の朗読も音声で聞くことができる。

代表の成実憲一さん（47）＝山科区＝は「互いに『目をつむりあう』という寛容で多様な価値観を尊重する関係の大切さを感じてほしい」と話す。

無料。午前9時から午後5時（土曜は午後1時から）。日曜休み。問い合わせはヴァリアス・コネクションズ075（202）8158まで。

介護自立計画、AIが手助け パナソニック実証実験 朝日新聞 2018年2月22日

パナソニックは介護現場で自立を促すようなケアプランを人工知能（AI）を使ってつくる試みを始めた。自立支援に取り組む事業者には4月の報酬改定で「成功報酬」が出るため、これまでより自立に向けたケアプランづくりが求められそうだ。このため、パナソニックは2019年度にも実用化したい考えだ。

パナソニックが21日発表した。自立支援型の介護サービスを展開する「ポラリス」（兵庫県宝塚市）と組んで、15日から実証実験を始めた。

ポラリスが運営する短期滞在の高齢者向け賃貸住宅の室内に温度や湿度、人感などのセンサーを付けて、お年寄りの寝起きや外出などの動きをつかむ。このデータから、どの程度の介護が必要かを把握。ポラリスのケアプランづくりのノウハウとパナソニックのAIで自立支援のケアプランをつくる。今は介護を受けている2人で実験しており、今後増やす予定だ。

介護保険サービスの公定価格となる介護報酬は、4月に料金体系が変わる。介護費を抑えるために、要介護の度合いを軽い方に改善した事業者には報酬が増える。一方で、こうした自立支援に向けたプラン作りはベテランのケアマネジャーの経験や知識が欠かせない。

その人手は限られているため、代わりにAIを活用して自動的にケアプランを作成するのがねらいだ。(岩沢志気)

**「生活援助」ヘルパー 研修時間は現行の半分以下** 朝日新聞 2018年2月22日  
厚生労働省は新年度から導入する訪問介護の「生活援助」に特化したヘルパーの養成制度について、研修時間を59時間にすることを決めた。通常のヘルパー研修時間から半分以下に短くなる。深刻な介護人材不足に対応するため、退職者や子育てを終えた人などが業界に入ってくる際のハードルを下げる狙いがある。

現在、訪問介護を担っているのは介護福祉士か、ヘルパーになる際に義務づけられる130時間の「介護職員初任者研修」の修了者だ。厚労省は役割分担を進めるため、130時間の研修を終えたヘルパーには専門性がより高い排泄(はいせつ)介助などの「身体介護」を重点的に担ってもらい、新研修制度の修了者には掃除や調理など「生活援助」を担当してもらう方針だ。

研修時間のうち24時間は「生活支援技術」として、効率的な調理法などを講義や通信講座、実習を通じて学ぶ。その他、認知症に関する理解(9時間)、介護の倫理など(4時間)、緊急時の対応(2時間)などを科目に盛り込んだ。

生活援助を担うヘルパーの報酬は、新年度の介護報酬改定で微減となることが決まっている。研修は、ヘルパー養成校や研修を請け負っている介護施設運営事業者が行う。(松川希実)

**少女ら助けられる社会に 元厚労省事務次官・村木厚子さん、瀬戸内寂聴さんらと「若草プロジェクト」** 毎日新聞 2018年2月21日  
「若草プロジェクト」への思いを語る村木厚子さん=東京都渋谷区で2017年12月11日、玉木達也撮影



「溺れている人がわらをつかまずにすむように、ブイを投げられる社会にしたい」。冤罪(えんざい)事件で164日間、拘留所で生活した。エリート官僚として支える側から支えられる側に一瞬にして転じた。その体験が裏打ちする言葉だ。少女や若い女性に寄り添い支援する一般社団法人「若草プロジェクト」の呼びかけ人になった元厚生労働省事務次官、村木厚子さん(62)。官僚時代にはできなかった新しい「福祉」の道を開拓しようとしている。【玉木達也】

**高齢者「薬漬け」防げ 一元的に把握、適正に処方 国が初の指針案まとめ** 産経新聞 2018年2月22日

複数の病気を抱え数種類の薬を服用することが多い高齢者に安全に薬を服用してもらおうと、厚生労働省の検討班は21日、「高齢者の医薬品適正使用の指針案」をまとめた。医師や薬剤師に向け、減薬や適正な処方を進めるよう呼びかける内容。各学会が注意すべき点などをまとめた指針はあったが、国が指針を示すのは初めて。

指針案では、入院や介護施設の入所、在宅医療の始まりなどの機会に、医師や薬剤師が高齢の患者に処方されている薬を一元的に把握。患者の認知機能や栄養状態、生活環境などを確認しながら、薬の中止や変更、継続などの判断を行うよう呼びかけた。症状の変化など経過を慎重に観察する必要性にも言及した。

指針案は今後、パブリックコメントなどの手続きを経て、4月以降に全国の医療機関に周知される。

## 共生タウン、明石市の取り組み 障害者の“本音”を形に /兵庫

毎日新聞 2018年2月21日  
市役所の総合案内では障害者からの提案を生かし、筆談や同行などを求める利用者に「お気軽にお声かけください」と掲示し、呼び掛けている＝兵庫県明石市役所で、浜本年弘撮影

平昌（ピョンチャン）冬季五輪・パラリンピックに続く、2年後の東京夏季大会へ向け、国は昨年12月、障害者を含めて誰もが暮らしやすいまちづくりを進める「共生社会ホストタウン」として関西で唯一、明石市を登録した。市は課題を広く把握するため、障害のある市民25人にまちのモニターを委嘱するなどさっそく動き始めた。「やさしいまち」を目指す取り組みを追った。  
【浜本年弘】



## 過去最多31社が出席 近江八幡で障害者向け就職説明会



中日新聞 2018年2月22日  
企業の人事担当者と面談する参加者(手前左)＝15日、近江八幡市内のホテルで

滋賀労働局や県などが企画した障害者向けの就職面接会が、近江八幡市鷹飼町のホテルニューオウミであった。

障害者の法定雇用率が四月から引き上げられることや、雇用の改善による人手不足感が強まっていることで、企業側の採用意欲は高まっており、湖東・湖北・東近江地域から過去

最多の三十一社が出展した。

長浜市などに事業所があるヤンマーグループ特例子会社「ヤンマーシンビオシス」（大阪市）の堀井英孝社長は「障害者に働きやすい環境を整えており、意欲のある人は積極的に採用したい」と話した。

訪れた人たちは各社のブースで人事担当者と面談し、業務の内容や労働条件、採用方法などをじっくり聞いていた。（平井剛）

## 南海放送賞 受賞者を表彰

読売新聞 2018年02月22日



◇障害者水泳 中道さんら

「第51回南海放送賞」の表彰式が21日、松山市の南海放送本町会館で開かれた。「タンデム自転車NONちゃん倶楽部」の津賀薫代表（66）（松山市）＝写真左＝と、県立南宇和高2年の中道穂香さん（17）（愛南町）＝同中央＝、NPO法人eワーク愛媛（新居浜市）の2個人1団体が表彰された。

社会福祉に貢献したり、身体の障害を克服して活躍したりしている個人や団体をたたえる賞で、南海放送の田中和彦社長が表彰状を手渡した。

障害者も一緒にサイクリングを楽しめる2人乗り自転車の普及に取り組む津賀代表が受賞者を代表し、「障害は個性だと捉え、自転車で人と人とを結んできた活動が認められてありがたい」と話した。

中道さんは生まれつき右脚がないが、昨年の全国障害者スポーツ大会の女子50メートル背泳ぎと同自由形で2冠を達成。「目標の東京パラリンピックに向け、一つ一つの大会で

成績を残していきたい」と抱負を語った。

NPO法人eワーク愛媛は、若年無業者（ニート）らの支援をしていることが評価された。難波江任理事長は「これからも困難を抱えている人たちを支える事業に取り組んでいきたい」と喜んだ。

### 「住宅弱者」も入居しやすく 都、3万戸登録へ 日本経済新聞 2018年2月21日

東京都は2025年度までに高齢者や低所得者らが入居しやすい住宅を3万戸登録する。アパートの空き部屋などを高齢者など向けの専用住宅として登録すれば、大家に改修費や家賃を補助する制度も18年度に創設する。ひとり暮らしの高齢者の増加や若年層の収入減で、自力で住宅を確保できない世帯が増えている。「住宅弱者」の安全網となる民間住宅を増やす。

2017年10月の改正住宅セーフティネット法の施行を受け、都が計画案をまとめた。25年度までに高齢者や障害者、低所得者らの入居を拒まない住宅として、3万戸の登録をめざす。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の若年層、ひとり親世帯などは家賃の支払いを不安視され、入居を拒まれる事例が少なくない。高齢者の単身世帯は孤独死のリスクもある。仮にその部屋が「事故物件」となれば、大家は想定していた賃料をその後得られず、経済的な損失を被りかねない。

このため都は18年度、登録住宅に高齢者や低所得者を入居させる場合、市区町村を通じて大家に月最大1万円を補助する制度を新設する。国や市区町村とあわせ、大家は月最大4万円の補助を受けられる。家賃の保証会社にも市区町村を通じて最大1万5000円を補助する。

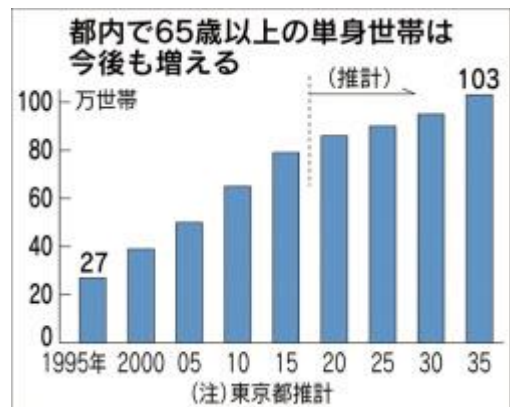
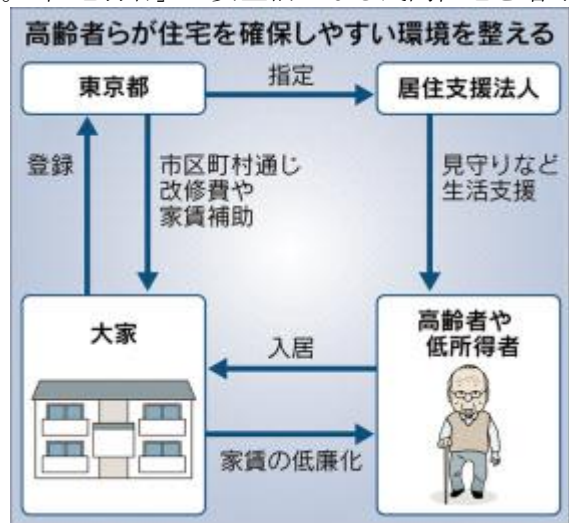
アパートの空き部屋などを高齢者らの専用住宅として登録すれば、改修費を補助する制度も創設する。最大で100万円を上限に耐震化などにかかる改修費の3分の1を補助する。この場合、国や市区町村の補助とあわせて大家の負担は6分の1で済む。

改修費と家賃の補助などの関連経費として、18年度予算案に約2億5000万円を計上した。

高齢者らを入居させる大家を支援するため、入居者の見守りや家賃を債務保証する「居住支援法人」も新たに指定する。日常の見守りなどで入居者の生活を支援してもらい、大家が安心して高齢者に部屋を貸せる環境を整える。居住支援法人は国から年最大1000万円の支援を受けられる。

自力で住宅確保が難しい世帯への住宅供給は、これまで公営住宅が中心的な役割を果たしてきた。ただ公営住宅は入居要件が限られており、単身世帯の高齢者らが入居できない事例も多い。

一方、民間の空き家や空き部屋は増加傾向にある。都はこうした民間住宅を「準公営住宅のような発想」（都幹部）で活用し、高齢者の単身世帯や低所得者の住宅の安全網とした考えだ。



## 民事信託 家族らと契約 生前から財産管理託す

東京新聞 2018年2月22日

「認知症や病気になったら、財産はどうなるのか」一。判断能力のある元気なうちに、財産に関する要望を契約という形で残す「民事信託」と呼ばれる制度にここ数年、関心が高まっている。生前から財産の運用や管理を家族や親族に託せるのが特徴。相続での遺言代わりにもなり、親族間でもめる「争族」対策にもなると期待される。（砂本紅年）

民事信託は、信頼できる人に財産管理などを託す契約を指す。このうち家族や親族と交わす契約は「家族信託」とも呼ばれる。「信託」といえば、信託銀行などに信託報酬を支払って財産を託す「商事信託」が一般的だったが、二〇〇七年の改正信託法施行で非営利目的ならば家族にも財産を託せるようになった。

埼玉県の七十代男性は約二十年前、自宅近くに所有する土地にマンションを建設。賃貸物件として経営に携わっていたが、ここ数年体調がすぐれず、管理業務がつかなくなっていた。

贈与も考えたが、財産を失うことに抵抗感がある上、多額の税金もかかる。だが万が一認知症になれば、自分の判断で売却や大規模修繕などはできなくなり、マンション経営にも影響が出かねない。悩んだ末、司法書士や税理士、家族と話し合い、民事信託の利用を決めた。



民事信託の仕組み＝図＝は、財産を預ける人（委託者）、財産を預かって管理・処分する人（受託者）、財産から生じる利益を受ける人（受益者）からなる。

このケースでは、委託者の男性が、受託者の長男にマンション管理などを任せる信託契約を結んだ。形式上の名義は長男に移るが、受益者が男性のままなので、管理費用を引いた家賃収入は男性に入り、贈与税もかからない。

民事信託では、委託者の死亡後も契約の効力を継続させることが可能で、このケースでは、男性の死亡後は、受益者が妻と長男、次男に移る契約にしてある。名義は長男のままだが、この時に三人に遺贈したとみなされ相続税がかかる。遺言代用にもなり、相続トラブルや妻の生活不安も軽くなり、男性は「(契約で)安心して生活できるようになった」と満足しているという。

家族信託普及協会の会員で司法書士の根本偉弘（たけひろ）さん（東京）は「民事信託は、その人の実情に応じてオーダーメイドで契約を作れるのがメリット」と話す。

類似制度では、認知症など判断能力が不十分な人のために財産管理などを代わって行う後見人などを家庭裁判所に申し立てる「成年後見制度」があるが、本人の財産保護が主な目的。例えば親の自宅を売却し、老人ホームの入居費を工面したいと思っても、親の財産を侵害すると判断されれば裁判所の許可は得られない。相続税対策や積極的な資産運用は原則としてできず使い勝手が悪かった。

一方、元気なうちに契約する民事信託は、不動産の売却や、新たな賃貸借契約、ローン借り換えなども柔軟にできる。

ただ、個々の実情を反映した契約書の作成には、制度に精通した司法書士や弁護士などの専門家に依頼することが必要で、報酬は信託財産の1%程度とするケースが多い。財産の価値にもよるが、専門家に頼んでも申し立て費用が十数万円で済む成年後見制度に比べるとコストがかかるのが難点とされる。

民事信託では、受託者が財産を正しく管理・運用しているか監視する監督人を自ら選ぶことが可能。報酬は多くの場合、月数万円で、裁判所が監督人を選任する後見人制度と同

じ程度という。

根本さんは「利用者で多いのは、不動産など資産が多い人や、経済的な支援が必要な障害者が親族にいる人など。家族での話し合いのきっかけづくりになるのでは」と話している。

#### ◆民事信託のポイント

- ・万一の時の財産管理に備え、オーダーメイドの契約が作成できる
- ・財産の名義を受託者に変更しても、委託者と受益者が同じなら贈与税はかからない
- ・成年後見制度と違い、資産運用や相続対策などもできる
- ・本人の死亡後に効果が生じる遺言と違い、原則契約を結んだ時から効果が生じる
- ・費用が成年後見制度と比べ多額
- ・制度に精通した専門家に相談することが大切（根本偉弘さんへの取材を基に作成）

#### 社説:無電柱化 「バリアフリー」の拡大に 西日本新聞 2018年02月21日

電柱を地上からなくし、電線を地中化することを「無電柱化」と呼ぶ。景観の向上だけでなく、歩行者や車いすが通行しやすくなるバリアフリー化につながる。電柱が災害時に倒壊し、避難路を防ぐ心配もなくなる。

政府は2020年の東京五輪・パラリンピックを契機に、国内全域で無電柱化を促進する新たな計画を策定している。

日本では終戦後、復興を最優先するため、安価で早く工事が済む電柱を全国各地に設置してきた。今、国内には約3550万本の電柱があり、道路新設に伴って年間約7万本ずつ増えている。

無電柱化は1986年から幹線道路を中心に進められてきた。しかし、その比率はパリやロンドンが100%なのに対し、東京23区でも8%にすぎない。九州7県はいずれも1%前後だ。政令市でも福岡市が約3%、北九州、熊本両市は約2%にとどまっている。

無電柱化を阻む壁の一つはコストだ。電線の地中化には道路1キロ当たり約5億円かかるという。3分の2は国と自治体、残りは電力・通信など事業者の負担だ。

国土交通省は工法の工夫で最大7割を削減する実験を続けている。関連企業などと協力し、低コストの工法を開発してほしい。

住民の理解も欠かせない。電柱をなくす代わりに、歩道などに変圧器を設置しなければならず、生活の邪魔になる恐れがある。

小型化などを図ると同時に、無電柱化のメリットをもっと住民に周知する必要がある。東日本大震災では約5万6千本の電柱が倒壊し、復旧活動の妨げになった。

一昨年に施行された無電柱化推進法は、災害防止、円滑な交通、良好な景観形成などの基本理念を掲げ、国や自治体、事業者の責務をそれぞれ定めた。

政府は、車道への電柱設置を一部禁じる道路法の規定の対象を歩道にも拡大するなど、新たな法整備も検討するという。

バリアフリー社会の創出は、超高齢社会の要請でもある。着実に取り組んでほしい。

#### 社説:【特殊詐欺被害】高止まりに危機感持とう被害 高知新聞 2018年2月22日

「おれおれ詐欺」などの特殊詐欺被害が依然、深刻な状況にあることが分かった。

警察庁が公表した昨年1年間の認知件数は、前年比28・6%増の1万8201件だった。7年連続の増加となる。

被害額は約390億3千万円で、3年連続の減少だが、油断はできない。2009年に約95億8千万円だった被害額はその後、急増した。昨年の数字はまだ09年の4倍以上あり、高止まり状態といえる。

高知県内も被害額は8年ぶりに1億円を割り、約8千万円だったが、件数は11件増の

49 件だった。

被害の大半が高齢者である実態も変わらない。全国の件数のうち 72% 余りの 1 万 3163 件が 65 歳以上の被害だった。

特殊詐欺の被害が社会問題化して久しい。高齢者への啓発はもちろん金融機関の窓口での声掛けなど官民挙げて被害防止に取り組んできた。警察も検挙に力を入れている。

それでも被害が減らない現実は一層の危機感と対策が求められそうだ。

特殊詐欺には、おれおれ詐欺以外にも多くの種類がある。税金や健康保険料が戻ると言って現金自動預払機 (ATM) を操作させる還付金詐欺や、有料サイト利用料の支払いを求める架空請求詐欺などだ。

家族や行政職員、警察官、銀行員などをかたって電話やメールで入金を求める。複数の人が登場してだます「劇場型」もある。多くの場合、冷静さを失わせ、入金や手続きを急がせるのが特徴だ。

キャッシュカードを提出させたり電子マネーを購入させたりするケースも増えている。被害が減らない一因には、こうした手口や形態の巧妙化、多様化がありそうだ。

被害は高齢者ばかりではない。例えば県内の昨年の 49 件のうち、過半の 28 件は 59 歳以下の被害だった。20 代と 30 代も計 11 件あった。

全国的に増加しているのが架空請求詐欺だ。昨年も件数、被害額ともに全体の 3 分の 1 近くを占めた。背景にはスマートフォンなどの普及が考えられ、若い世代も被害に遭いやすくなっている。

まずは個人がしっかりと意識を持つことだろう。

「自分はだまされない」と思っていた人が被害に遭う事例が後を絶たない。突然の金品請求には慌てず、家族や周囲の人、警察や行政などに相談してほしい。甘い話には乗らないことだ。

1 人暮らしのお年寄りが増えている。地域社会から孤立している若い世代も多い。特殊詐欺は現代社会が抱える弱点を突いてくる。

仮に当人がだまされたとしても、地域社会の連携で被害をかなり食い止められるはずだ。

声を掛け合いたい。金融機関やコンビニの従業員らが客の異変に気付いて被害を未然に防いだ例は多い。警察に一層の捜査力や啓発力が問われるのは言うまでもない。

## 社説:成年後見の「欠格条項」 社会参加へ矛盾の解消を 毎日新聞 2018 年 2 月 22 日

成年後見は認知症や知的障害のある人の財産や権利を守る制度だ。政府は利用促進に取り組んでいる。

ところが、この制度を利用すると公務員や警備員の仕事ができなくなり、医師や介護士の資格を失う。

被後見人の職業や資格を制限する「欠格条項」が、各省庁の所管する法律や政令に規定されているためだ。法律だけで 180 を超える。権利擁護の制度が、逆に就労や社会参加の機会を奪ってきたわけだ。

政府は成年後見に関する欠格条項の全廃を決め、今国会に関連法案を提出する。遅きに失したとはいえ、各省庁は制度の矛盾解消に向け、取り組みを徹底すべきだ。

成年後見は現在約 20 万人が利用している。程度が重い順に後見、保佐、補助の 3 類型があり、後見と保佐が全体の 9 割以上を占める。欠格条項はその 2 類型を対象にしている。

その結果、介護士や社会福祉士など多くの資格が取得できず、会社の役員や各種法人の理事にも就けなくなっている。

地方公務員として公園の管理や清掃をし、高齢者施設で働く障害者は増えている。ところが、後見制度を利用するとこうした仕事も失う。

実際、親族から金銭搾取の被害を受けた障害者が後見人を付けたところ、仕事を失ったという例が各地であり、訴訟にもなっている。

財産や権利侵害を防ぐ力が弱いからといって、介護や警備の仕事をする能力がないわけではない。それぞれの状況を考慮することなく、自動的に仕事を奪ってしまう現行制度は理不尽と言わざるを得ない。

家庭裁判所が後見人を選任する際、障害者や高齢者に欠格条項について説明することはほとんどない。制度のデメリットを知らされないまま、不意打ちのように仕事や資格を失う利用者も少なくない。

欠格条項には以前から批判が強く、政府は2001年に計63の仕事や資格について法改正をした。だが、見直しが不徹底だったため、新しい法律ができると自動的に欠格条項が組み込まれ、以前より多くの法律に規定されるようになった。

今回はそうした不備がないよう、徹底して制度を改める必要がある。地方自治体の条例の中にある欠格条項についても廃止すべきだろう。

### 社説:強制不妊手術 負の歴史に向き合おう

北海道新聞 2018年2月22日

旧優生保護法(1948~96年)の下、「不良な子孫の出生防止」を目的に全国で障害者らに強制不妊手術が行われた。

先月、中学時代に手術を強制された60代女性が、国に損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に初めて起こしてから、その実態が徐々に明らかになってきた。

国家を挙げての「命の選別」と言うほかない。国は被害者に謝罪し、救済に取り組むべきだ。加えて、戦後半世紀近く、このような人権侵害が続けられた事実を直視しなければならない。とりわけ北海道で同意なく手術を強いられた人は、全国最多の2593人で、2位の宮城県の1.8倍もの数になる。

過ちを繰り返さぬためにも、北海道が飛び抜けて多い背景を含め、徹底的な検証が必要だ。道は、62~73年度に道の優生保護審査会が「手術が適当」と判断した人が1129人で、うち未成年は15%の172人だったと公表した。最年少は11歳の女兒で、男子は14歳だった。

道の調査によると、審査会は医師や民生委員、裁判官らで構成され、手術の申請件数の93%を「適当」と判断していた。

抑制的な機能はほとんど果たしていない。56年に作成された道の冊子は、「他府県に比し群を抜き全国第一位の実績」と誇ってさえいる。

国が手術を奨励し、都道府県が件数を競っていた実態も浮かび上がる。厚生省(現厚生労働省)は、国費で賄う手術件数が予算を下回ると、手術の実施を促した。

こんな場合でも、予算の確保と消化が優先されたことに驚きを禁じ得ない。

現在の常識とはかけ離れたことが、なぜ当たり前のように行われたのか。事実を丁寧に掘り起こし、記録に残す必要がある。

与党は被害者救済のため、議員立法で法案提出を目指す方針だ。

宮城県の村井嘉浩知事は、記録がなくても、推測できる書類などがあれば、手術の事実を認める考えを示した。政府、自治体双方に、高齢化した被害者に寄り添う誠実な対応を求めたい。

旧優生保護法は、母体保護法に改定されたが、根底にある優生思想が社会から消えたとは言い難い。一昨年、相模原市で起きた知的障害者施設の殺傷事件が、それを物語っている。差別や偏見を克服するには、国民一人一人が負の歴史と向き合う作業を避けては通れない。

